

## 水田で転作をされている農家の皆様へ ～ 5 年間水張りルールについて～

### < 概要 >

国が定めた水田活用の直接支払交付金の要件見直しにより、令和 4 年から令和 8 年までの 5 年間に一度も水張りが行われていない農地は、令和 9 年度から交付金の対象となりません（水張りは、水稻（※）作付により確認することを基本とする）。

※水稻の定義：主食用米、飼料用米、WC S 用稲、米粉用米、加工用米、備蓄米等

ただし、以下の全てに該当する場合は、水張りを行ったとみなします。

- ① たん水管理を 1 か月以上行うこと。
  - ② 連作障害に収量低下が発生していないこと。

水稻作付以外による湛水管理を 1 か月以上行うこととした場合は、東松島地域農業再生協議会の確認を受けなければなりません。速やかに、下記連絡先にご連絡ください。

### ～提出が必要となる書類～

#### 1. たん水管理実施届出書（本書類に同封）

→たん水管理実施後は、たん水管理実施報告書（本書類に同封）の提出も必要となります。

#### 【問い合わせ・提出先】

東松島地域農業再生協議会事務局  
東松島市産業部農林水産課（鳴瀬庁舎）  
電話 0225-82-1111（内線 2136）  
JA いしのまき 東松島営農センター  
電話 0225-82-2370(矢本)  
電話 0225-87-2006(鳴瀬)